

特記仕様書

1. 業務の履行

本業務は、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書による他、奈良県県土マネジメント部「土木設計業務等委託必携（令和2年10月）」「測量業務共通仕様書（令和2年10月）」「地質・土質調査業務共通仕様書（令和2年10月）」及び、「国土交通省公共測量作業規程及び同運用基準」、「奈良県公共測量作業規程」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。

2. 業務の目的

本業務は、明日香村内における舗装修繕工事を行うにあたり、CBR調査を行い現況舗装状況を把握し、道路維持修繕及び維持管理を適正かつ効率よく実施できる舗装構成及び工法の設計をおこなうことを目的とする。

3. 業務対象区間

村道 野口・橘2号線 L=120m。

村道 橘10号線 L=270m。

4. 調査業務

・CBR調査

調査箇所は概ね200mにつき1箇所程度とし、対象区間につき最低3箇所とする。

・室内CBR試験用試料採取

CBR試験用に変状土の試料を採取する。変状土の採取は70kg程度を想定している。

・CBR試験

JISにより室内CBR試験をおこなう。なお、1箇所あたり2モールドコアを作成して実施すること。

5. 設計業務

・設計計画

詳細設計をするにあたり、業務の内容・目的を十分に把握し、業務計画書を作成する。また、設計に必要な資料収集・整理を実施する。

・現地調査及び現地作業

調査対象となった路線全体の舗装状況を調査記録し、損傷状況の取りまとめを行うこと。また、地形地物を十分に把握し、設計CBR値や舗装構成の範囲等を整理し設計に反映するものとする。設計をおこなう上で必要となる地下埋設物調査、道路台帳図の修正等、その他必要な調査測量は本項目に含むものとする。

・舗装工法の検討

C B R 調査により把握した現況舗装状況をもとに、交通量や通行車種の変化、沿道利用や将来計画等を勘案し、今後の道路維持修繕及び維持管理を適正かつ効率よく実施できる舗装構成及びその範囲を比較検討し、工法の決定及び概算工事費の算出をおこなう。

・設計図作成

前項により決定した最適案の工法について、計画図面を作成する。

・数量計算

数量計算は土木工事数量算出要領（案）に基づいて作成し、数量のとりまとめ区分については、監督員と協議の上決定するものとする。

・照査

設計細部条件の検討並びに設計結果において、照査をおこなう。

・報告書作成

設計業務の成果とりまとめを行う。

・打合せ協議

業務の実施における設計協議は、業務計画書提出時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。

ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

6. 土地への立入り等

業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については請負者の負担とする。

7. 交通安全

本業務の履行にあたっては交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないように万全の措置を講じなければならない。調査に起因して第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任において措置するものとする。また、片側交互通行規制を行う場合は、片側交互通行の表示板を設置するとともに、交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じ、バランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。

8. 地下埋設物確認

1. 工事の施工にあたって事前に予想される地下埋設物は、埋設物管理者と現地立会の上、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い事故の発生を防止すること。
2. 地下埋設物にかかる立会、確認及び保全対策等にかかる事項については、別紙調書に記入し、監督員に提出すること。
3. 前項以外の予想されていない地下埋設物についても、掘削を行う工事がある場合には、最寄りの埋設物管理者に出向き、埋設物台帳により埋設物の有無の確認を行うこと。
4. 確認した事項についても、前項と同様、別紙調書に記入し、監督員に提出すること。

9. 責任の明確化

地下埋設物等の管理者不明のものがある場合は、監督員に報告すること。また、その処置については、占有企業者全体に立会を求め、占有者を明確にしなければならない。

死管等の処置を請負人が占有者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

10. 管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設-道路）、建設部門（道路））またはシビルコンサルティングマネージャー（道路）の資格保有者であること。管理技術者は継続して3ヶ月以上の雇用関係にある上記の資格を有する者を配置すること。また、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできないものとする。

測量主任技術者は測量法に規定する測量士の登録を受けている者を配置すること。

地質・土質調査主任技術者は技術士（総合技術監理部門（建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（土質及び基礎）若しくは応用理学部門（地質））、シビルコンサルティングマネージャー（地質又は土質及び基礎）の資格保有者であること。

11. その他の特記事項

1. 成果納入後であっても成果品に誤りがある場合には直ちに訂正するものとする。

2. 基準書等

- ・本業務で適用する基準事項を、改訂年月日、発行者の表記も併せて掲載すること。
- ・報告書、設計計算書で上記基準書類の記載事項を適用する場合は、その都度成果品に記載事項と行の注釈を入れること。
- ・複数の基準書類に類似事項が記載されている場合の運用は、原則として全ての基準書に適合できるようにするものとする。
- ・複数の基準書類を適用した場合の注釈は、すべての基準書類の掲載頁と行を併記すること。

3. 成果品の提出

成果品については、CD-Rに納めた電子データを2部(正・副)提出するとともに、製本版1部(報告書(簡易製本)1部、図面(A3縮小版)1部)を納品するものとする。